

保育料負担軽減対象の拡大について

複数の子どもを育てる世帯の保育料について、現行制度では、子どもの卒園により保育料が増額になるケースがあったことから、軽減措置を拡大し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子育てしやすい伊達市を目指します。

(1) 内容

従来行っていた多子世帯[※]の保育料軽減の基準を見直し、より軽減措置の適用範囲を拡大する。

※子どもが2人以上いる世帯のこと

(2) 開始日

令和6年度より適用

(3) 対象者

保育所等に通う多子世帯の0歳～2歳の子ども

(4) 従来との比較

① 従来基準（国標準）

- ・ 就学前の子のみで第〇子とカウント
- ・ 第1子は全額、2人目は半額、3人目以降は無料

② 改正後基準

- ・ 第1子が18歳到達後の3月31日までは第1子としてカウント
- ・ 第1子が卒園しても第2子は半額、第3子以降は無料を継続

※ 従来は未就学児のみでカウントし、2人目以降の保育料軽減を行っていましたが、今後は18歳までの子を1人目としてカウントし軽減措置を行うことにより、保護者は経済的負担のかかる子育て期間においてより長期間保育料の軽減措置を受けることができるようになります。

